

議案第 27 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(栗山町情報公開条例の一部改正)

第 1 条 栗山町情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 公文書の公開（第 5 条—第 17 条）

第 3 章 情報公開・個人情報保護等審査会（第 18 条）

第 4 章 情報提供の総合的推進（第 19 条—第 22 条）

第 5 章 補則（第 23 条—第 27 条）

附則

第 17 条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第 1 項中「決定」を「決定若しくは公開請求に係る不作為」に、「通知」の次に「若しくは公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「決定又は」を削り、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

「第 3 章 情報公開・個人情報保護審査会」を「第 3 章 情報公開・個人情報保護等審査会」に改める。

第 18 条第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる事項を行わせるため、町長の附属機関として栗山町情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(栗山町個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 栗山町個人情報保護条例（平成 8 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第2項第8号中「栗山町情報公開・個人情報保護審査会」を「栗山町情報公開・個人情報保護等審査会」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第37条各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「利用停止決定等」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第40条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第3号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求」を「審査請求」に、「容認」を「認容」に改め、同条第4号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求」を「審査請求」に、「容認」を「認容」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第38条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び第40条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第39条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第40条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」

を削る。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に、「添附」を「添付」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨

(4) 理由

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に出力したものの交付 用紙1枚につき10円。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第3号に掲げる場合を除く。）

(2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

(3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(栗山町税条例の一部改正)

第4条 栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(栗山町手数料条例の一部改正)

第5条 栗山町手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その事務について徴収する手数料」を加える。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、町長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあっては、審査庁。他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。第7条において同じ。）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

別表中32の項を34の項とし、31の項の次に次のように加える。

32	行政不服審査法第38条の規定に	1枚につき	10円	交付のとき
----	-----------------	-------	-----	-------

基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付		
33 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	1枚につき 10円	交付のとき

(栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服を申し立てる」を「審査請求する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護等審査会」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の適用区分)

3 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条、第12条第1項並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。